

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課
	課長 松本 守生
	主任賃金指導官 赤松 浩二
	電話番号 078-367-9154

すべての兵庫県特定(産業別)最低賃金について時間額を引上げ —特定(産業別)最低賃金の改正決定について—

兵庫労働局長(白川欽也^{しらかわきんや})は、平成21年10月1日までに、兵庫地方最低賃金審議会(会長^{とりべしんじ}鳥邊晋司。以下、「審議会」という。)から、兵庫県特定(産業別)最低賃金の改正についての答申を受け、下記のとおり、改正を決定した。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	引上げ額	効力発生年月日
繊維工業、靴下製造業最低賃金	751円	1円	平成21年12月1日
塗料製造業最低賃金	862円	5円	同上
鉄鋼業最低賃金	842円	3円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	825円	3円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	789円	3円	同上
輸送用機械器具製造業最低賃金	862円	5円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	791円	3円	同上
各種商品小売業最低賃金	761円	3円	同上
自動車小売業最低賃金	805円	3円	同上

なお、兵庫県内のすべての事業所で働く人に適用される兵庫県最低賃金は、平成21年8月27日に改正決定され、平成21年10月8日に発効した。改正後の時間額は、721円(引上げ額9円)であった。

1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

(1) 兵庫労働局長は、特定(産業別)最低賃金について、関係する労働団体からの改正の申し

出を受けて、平成 21 年 7 月 27 日に、審議会に対し、改正の必要性の有無について諮問を行った。

- (2) 審議会は、平成 21 年 8 月 27 日に、兵庫労働局長に対し、平成 21 年度特定(産業別)最低賃金について、改正の必要性ありとの答申を行った。
- (3) 兵庫労働局長は、この答申を受けて、同日、審議会に対し、特定(産業別)最低賃金の金額審議を求める諮問を行った。
- (4) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに 9 つの専門部会を設け、関係者からの意見聴取、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約 2,000 社に対する最低賃金に関する実態調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標や初任給の推移などの資料を基に、慎重審議を行った。
- (5) 審議会は、延べ 19 回にわたる審議を行い、平成 21 年 10 月 1 日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正を答申した。

2 特定(産業別)最低賃金の改正決定

兵庫労働局長は、答申を検討した結果、特定(産業別)最低賃金の改正を決定し、平成 21 年 10 月 20 日から順次官報公示し、平成 21 年 10 月 30 日に最終の官報公示をした。

3 平成 19 年 11 月に日本標準産業分類が改定されたことから、平成 20 年度より件名を次のように改定したこと。

(旧)「一般機械器具製造業」

⇒「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業」

(旧)「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」

⇒「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」

4 特定(産業別)最低賃金の推移

別添「兵庫県の最低賃金経年表(時間額)」のとおり。

兵庫県の最低賃金経年表(時間額)

年度	地域別最低賃金		特定(産業別)最低賃金																	
			繊維工業、靴下製造業		塗料製造業		鉄鋼業		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業		各種商品小売業		自動車小売業	
元	502		535	35	632	17	592		574		554	15	599		561	19	535		565	
2	527	25	567	32	657	25	623	31	606	32	583	19	641	42	591	30	568	33	599	34
3	553	26	594	27	689	32	654	31	638	32	612	29	672	31	621	30	600	32	633	34
4	577	24	620	26	717	28	683	29	668	30	639	27	701	29	648	27	628	28	660	27
5	594	17	640	20	738	21	705	22	692	24	659	20	726	25	669	21	648	20	680	20
6	608	14	660	20	757	19	722	17	709	17	677	18	746	20	687	18	666	18	698	18
7	620	12	675	15	773	16	738	16	728	19	693	16	762	16	702	15	681	15	713	15
8	634	14	690	15	789	16	755	17	745	17	709	16	779	17	718	16	697	16	730	17
9	648	14	706	16	806	17	772	17	763	18	725	16	797	18	734	16	713	16	747	17
10	660	12	719	13	819	13	786	14	777	14	739	14	812	15	747	13	726	13	761	14
11	666	6	725	6	825	6	793	7	784	7	746	7	819	7	754	7	732	6	768	7
12	671	5	728	3	830	5	798	5	788	4	751	5	823	6	758	4	736	4	773	5
13	675	4	731	3	833	3	802	4	792	4	756	5	827	4	760	2	739	3	777	4
14	675	0	732	1	833	0	803	1	794	2	758	2	829	2	762	2	740	1	777	0
15	675	0	732	0	833	0	803	0	795	1	759	1	830	1	763	1	740	0	778	1
16	676	1	733	1	834	1	806	3	796	1	760	1	831	1	764	1	741	1	779	1
17	679	3	735	2	838	4	811	5	800	4	764	4	834	3	767	3	743	2	782	3
18	683	4	739	4	842	4	817	6	805	5	769	5	839	5	771	4	747	4	786	4
19	697	14	745	6	849	7	829	12	815	10	779	10	849	10	782	11	752	5	796	10
20	712	15	750	5	857	8	839	10	822	7	786	7	857	8	788	6	758	6	802	6
21	721	9	751	1	862	5	842	3	825	3	789	3	862	5	791	3	761	3	805	3

・単位:円
・右欄は引き上げ額

・日本標準産業分類が平成19年11月に改定されたことにより、「一般機械器具製造業」、「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」が下記のとおり件名が変更された。適用事業所は従前とおり。

「一般機械器具製造業」⇒「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業」

「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」⇒「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」

・発効日は、地域別最低賃金が平成21年10月8日、特定(産業別)最低賃金が平成21年12月1日。

・特定(産業別)最低賃金は、新産業別最低賃金が設定されているもののみ記載している。

・地域別最低賃金は平成14年度の改正時、産業別最低賃金は平成15年度の改正時より日額が廃止されている。